

「写り込みに係る権利制限規定の拡充に関する中間まとめ」  
に対する意見書

2019年（令和元年）11月20日

日本弁護士連合会

文化庁著作権課が、令和元年10月31日付けで意見募集を実施した「写り込みに係る権利制限規定の拡充に関する中間まとめ」（以下「本中間まとめ」という。）に関して、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 著作権法30条の2の「写り込みに係る権利制限規定」（以下「本規定」という。）について、これが文化審議会著作権分科会報告書（平成29年4月）で整理された第1層（著作物の本来的利用には該当せず、権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型）ないし第2層（著作物の本来的利用には該当せず、権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型）に該当する行為に係る権利制限規定であることを踏まえ、その本来の趣旨・正当化根拠が妥当する範囲で可能な限り柔軟な対応が認められるよう、要件の緩和等を行うことが適当であるとする本中間まとめの基本的な考え方に賛成する。
- 2 本規定の対象となる行為につき、その技術・手法に関わらない幅広い行為が含まれるよう包括的に規定することに賛成する。ただし、写り込みが生じ得るものとして想定している場合以外の利用態様まで広く対象に含まれてしまわないよう、適切な表現で対象行為を特定すべきである。
- 3 権利者に与える不利益が特段ない又は軽微であるという本規定の主たる正当化根拠に鑑みれば、「著作物創作要件」は必ずしも本質的な要素とはいえないので、これを削除することに賛成する。
- 4 「分離困難性」は、権利者に与える不利益が軽微であることを担保する「付

随性」の要件を満たす場合の典型例として規定されたものと考えられることから、これを「正当（又は相当）な範囲内において」等の要件に置き換えることにより、本規定をより柔軟に適用できるようにすることに賛成する。なお、条文化に当たっては、被写体の中に当該著作物が含まれる場合にも本規定が適用され得ることを明確化すべきである。

- 5 「軽微な構成部分」といえるか否かに関する利用者の判断に資するよう、法47条の5第1項の規定を参考にして、考慮要素を明記することに賛成する。
- 6 本規定の対象となる行為を拡大することに伴い、対象支分権を限定せず、「いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」という形で包括的な規定とすることに賛成する。

## 第2 意見の理由

- 1 本中間まとめは、平成24年の著作権法改正によって創設された本規定につき、「規定の適用場面を明確にする等の観点から要件が厳格に設定されている結果、日常生活において広く一般的に行われている行為等についても、妥当な結論を導くことができない場合があるとの指摘がなされている」状況を踏まえ、「改めて、本規定の本来の趣旨・正当化根拠や現行規定が有する課題等を整理しつつ、条文上、適法となる利用の範囲を明確化・拡充する」ことを目的として行われた文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会の検討結果をまとめたものである。

本規定に関し、当連合会は、既に2008年11月18日付け「著作権法における一般的包括的権利制限規定の新設に関する意見」において「著作権を取り巻く環境の激変、著作物の利用の著しい多様化に対応し、迅速かつ適切な法的処理を可能とするため、著作権法第二章第三節第五款「著作権の制限」中に、一般的包括的な権利制限規定を設けるべきである」という意見を提出し、更に2010年6月18日付け「『文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 権利制限の一般規定に関する中間まとめ』に関する意見書」においても、「近時

の急激な社会状況の変化，特に情報通信技術の発展等に伴う著作物の利用を取り巻く環境の変化や法令遵守等，著作物の利用者側に求められる社会的要請等の変化にかんがみ，著作権法の中に，従前の個別権利制限規定だけでなく，権利制限の一般規定を導入することが適当である」という意見を提出している。

要件を緩和することにより本規定の柔軟な適用を可能とし，日常生活における様々な行為を行う際に生じ得る現実的な支障を除去すべきであるとする本中間まとめの方向性は，上述した当連合会の考え方の実現を目的とするものであり，妥当である。

2 本中間まとめは，本規定の創設時の議論に立ち返り，その主要な正当化根拠が権利者に与える不利益が特段ない又は軽微であるという点にあることを再確認した上で，本規定の適用範囲を画するに当たっては，利用者側の行為の公益性や，著作物利用の不可避性を厳格に求める必要はないという観点から，①生放送・生配信，スクリーンショット，模写など，技術・手法にかかわらない幅広い行為に適用できるように，本規定の適用対象となる行為を包括的に規定する，②著作物創作要件を削除することにより，固定カメラによる撮影への写り込みなどにも本規定を適用し得るようにする，③日常生活等において一般的に行われている行為を広く対象に含める観点から「分離困難性」の要件を削除し，「正当（又は相当）な範囲内」等の要件に置き換える，④「軽微な構成部分」という要件に関する考慮要素を条文上に明記することにより，利用者において要件充足の判断をしやすくする，⑤対象行為の拡大に伴い，公衆送信，演奏，上映等を広く対象に含める観点から「いずれの方法によるかを問わず，利用することができる」という包括的規定とする等の具体的な改正点を提案している。これらの提案は，いずれも「本規定の本来の趣旨・正当化根拠が妥当する範囲で可能な限り柔軟な適用を可能にする」という今回の見直しの目的及び方向性に照らし，有効かつ適切なものと考えられ，妥当である。

ただし，包括的な規定は，その柔軟な適用を可能にする一方，具体的な表現いかんによっては，本来想定している範囲を超える行為に適用されてしまう危

険も有するので、条文化に当たっては、著作者等の権利を不当に制限することがないように、適切な表現で対象行為を特定すべきである。

- 3 なお、本中間まとめの考え方に従って包括規定化された本規定を実施するに当たっては、著作権者及び利用者において改正趣旨に従った適切な解釈・運用が行われることにより、国民生活における支障を除去するとともに社会的に意義のある新規サービスを実施可能とする等の法改正の目的が十分に実現されるよう、改正内容及びその趣旨の周知徹底を図るほか、本規定の適用に係るガイドラインを策定するなどの方策を併せて実施すべきである。

以上